

業務委託仕様書（案）

本仕様書は、静岡市が委託する「静岡市企業立地特設ウェブサイト構築業務」（以下、「本業務」という。）に適用するものであり、本業務を実施するにあたり必要な事項を定めるものとする。

1 業務名

令和 6 年度 経産委第 4 号 静岡市企業立地特設ウェブサイト構築業務

2 目的

本市は、本年 4 月に組織機構改正により産業基盤強化本部を立ち上げ、「企業立地総合サポート窓口」による進出希望企業に対する徹底的な伴走支援を実施する体制を整備したほか、8 月に新たに「（一財）静岡市土地等利活用推進公社」を設立し、未利用・低利用の農地の集約化と合わせて企業用地の創出に取り組んでいる。

さらに、10 月に「デジタルエンタテインメント企業の誘致」に向け市内外の協力企業と連携協定を締結し、アニメ・ゲーム業界をはじめとするデジタルエンタテインメント企業の誘致活動を本格開始するなど、市をあげて企業立地を強力に推進しているところである。

本業務では、企業が立地を検討する上で最初に利用する、ウェブサイトでの情報発信を強化し、市の取組や用地情報、本市進出のメリットなどの企業が検討材料とする情報について、より多くの企業の目に触れるようにすることを目的に実施する。

3 履行期間

本業務の履行期間は、契約を締結した日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

4 履行場所

静岡市内

5 ウェブサイト制作に係る基本事項

（1）想定ページ数：28 ページ程度

（2）運用開始時期：令和 7 年 4 月 1 日予定（具体的な日時は協議の上決定する。）

6 業務概要

本業務では基本方針に基づき、サーバや CMS の導入・構築、デザイン作成などウェブサイトの構築にかかる全般的な作業を行うものとし、それらにかかる業務は全て受託者の責任で行い、費用も受託者が全て負担するものとする。主な項目は以下のとおりである。

- (1) ウェブサイト構築に係る総合的なマネジメント業務
- (2) ウェブサイトの設計、デザイン制作、構築
- (3) 操作・運用マニュアルの作成等
- (4) ドメインの取得支援、サーバ等システム環境の導入・構築・設定

7 業務内容

- (1) ウェブサイト構築に係る総合的なマネジメント業務

① プロジェクトチームの編成

ウェブサイトを実際に完成するために、必要な担当スタッフの人数、担当ごとの資格・技術・経験を具体的に提示すること。

なお、プロジェクトチームの編成にあたり、最低限求めるスキルは下表のとおりとする。

要求するスキル	スキルの詳細
プロジェクト管理能力を有する者	ウェブサイトの設計・開発、稼働テスト、ウェブサイトの評価、プロジェクト間の調整など、一連の業務を完結できるスキルを有する者が自社内に所属していること（ただし、一部業務の再委託は可能とする）。 また、プロジェクトの進行管理にあたって、十分なコミュニケーション能力を持ち、適切な課題解決策、方法論等を提案でき、実績や知見、新たな発想等に基づいて、円滑・確実にプロジェクト推進できる能力を有すること。
UI・UX及びウェブマーケティングに関する専門知識を有する者	UI・UX及びウェブマーケティングに関する専門知識と、本業務の目的を理解したうえで、最適なシステム構成の設計・構築・運用に係る技術及び技術コンサルティング能力を有すること。

② 詳細スケジュールの提示について

- ・導入にあたり、契約締結後速やかに、詳細なスケジュール表を提示すること。
- ・作業経過・進捗状況等について適宜報告し、遅延が認められた場合は、速やかに委託者へ報告、説明を行うこと。
- ・受託者の責任において、品質管理を行うこと。品質管理方針や管理計画、その方法については、あらかじめ「プロジェクト計画書」に記載すること。
- ・プロジェクト計画書は、記載項目を含め委託者と協議の上作成すること。

③ 打合せ・協議

システムの導入及び検証作業にあたっては、履行期間中、月に1回以上作業内容を

報告し、委託者との打合せ・協議を行うこと。また、委託者が必要と認めるときには臨時の打合せ・協議を行うこと。

④ 会議録の作成

打合せ・協議を実施した際には、委託者からの指示・承認・連絡を受けた事項及び協議事項等その内容を記録し、回答が必要な事項については、速やかに書面を以って、委託者に対し回答すること。

(2) ウェブサイトの設計、デザイン制作、構築

① サイト構造・構築

(ア) 受託者が今までの業務経験から、最適と思われるサイト設計を行うこと。

(イ) 目的とするページに、原則3クリック、最大5クリック程度でたどり着く階層構造とすること。

(ウ) 利用者にとっての使いやすさを優先し、タイトルからページの内容が想像できるラベリング・設計を行うこと。

(エ) 主要な情報以外にも、トップページやメニューページ、末端ページから複数の導線でアクセスできるように配慮して設計すること。

(オ) サイトマップ案を参考に、メニューなどを含め、必要なページを作成すること。

(カ) 少なくとも次のページについては、委託者と相談のうえ、受託者を介さず委託者のみで更新できるなど、無償かつ任意のタイミングで更新可能な仕様とすること。
なお、ノーコード機能を導入するなどして、このほかのページを更新可能とすることも差し支えない。

- ・用地情報ページ及び各用地情報の詳細ページ
- ・支援制度のうち概要ページ及び各支援制度の詳細ページ
- ・学校情報
- ・進出企業一覧（仮）
- ・お知らせ一覧

② デザイン開発

以下の要件を満たすデザインを作成すること。なお、デザイン開発に伴う画像・イラスト等は、原則として受託者が準備し、第三者の知的財産権を侵害しないものを使用すること。

(ア) 写真・画像等のビジュアルを用いて、サイト全体として標準化・統一化されたものとする。

(イ) サイト全体の構成やレイアウト、情報分類（カテゴリ）の整理・配置、ナビゲーションなど、利用者視点に立ち、アクセシビリティ・ユーザビリティの配慮がなされたものとする。

(ウ) 特定のOSやブラウザに影響されず閲覧できるものとする。

(エ) パソコン表示を主なデザインとするが、スマートフォンやタブレット等、どの媒

体にも考慮したデザインとなるよう、レスポンシブウェブデザイン等を採用し全体設計を行うこと。

(オ) ボタン等を用いる場合は、視覚的・直感的に伝わるデザインとすること。

③ アクセス解析機能

ウェブサイトの閲覧者の閲覧ページ、閲覧頻度等のアクセス解析機能を導入すること。なお、詳細な要件は別紙「機能要件一覧」に記載のとおりとする。

(3) 操作・運用マニュアルの作成等

① マニュアルの作成

CMS（ノーコード機能を有するものを含む。）の操作方法について次の項目に基づき、「操作マニュアル」を作成すること。

(ア) CMS パッケージに標準で附属するものではないこと。

(イ) 本市における運用の事情や要望を反映して作成し、本市の業務内容と実施手順に沿って一連の操作方法を解説すること。

(ウ) 特別な知識を持たない一般職員でも、わかりやすい用語を用いること。

(エ) イラストや画面のハードコピーを用いて、わかりやすい表現で解説すること。

② 操作研修等の実施

職員の操作方法の習得のため、研修等を実施すること。

(4) ドメインの取得支援、サーバ等システム環境の導入・構築・設定

① ドメイン取得支援

受託者は、ウェブサイトのドメイン取得に関して、取得の手続き等について支援すること。なお、これに係る経費はすべて契約金額に含むものとする。

② サーバ等システム環境

別紙「機能要件一覧」のうち必須とされている機能の開発及び運用に係る各種設定を行うこと。

③ 稼働テストの実施

導入されたシステムが企業立地に関する情報発信及び企業誘致に係る業務で利用できるかどうかを検証するため、稼働テストを行い、業務遂行ができることを保証すること。

【保守管理・運用支援について】

令和7年度以降の保守管理・運用支援については、別契約として年度ごとに契約する。参考として、令和7年度以降の保守管理・運用支援の業務内容として想定する内容を以下に示す。

① システム監視

システムに障害が発生した場合、迅速に検知するためにシステム監視を行うこと。

② 障害対応

システム障害が発生した際に障害の原因究明を行い、障害対応を行うこと。障害が発生した時点において委託者からの連絡に対して、受託者は、平日(土曜・日曜・祝日を除く) 8時 30 分から 17 時 15 分の間、直通電話、または専用フリーダイヤルを準備し、電話対応にて修復できるものは一次対応すること。電話での復旧が出来ない場合はエンジニアの訪問などにより、迅速に復旧させること。プログラム上の不具合に関しては、内容を説明し迅速に修正対応すること。

また、緊急性の高い障害発生時には担当職員と協議・調整の上、上記時間外においても対応を行うこと。

③ 脆弱性対策

サーバソフトウェアの脆弱性情報を継続的に入手し、脆弱性への対応を行うこと。

④ バージョンアップ対応

システムの機能追加、機能改善、不具合修正を継続的に行い、バージョンアップ対応を行うこと。

⑤ 問い合わせ対応

緊急性が高いものを除き、土曜・日曜日、祝・休日、年末年始を除く 8 時 30 分から 17 時 15 分、CMS の操作方法、運用上の質疑などのシステム管理者からの問い合わせに対して一元的に対応すること。

⑥ 軽微な変更への対応

ウェブサイトの軽微な変更については、委託者が指示する都度無償で行うこと。例として、システムの操作に関わること(管理・作成画面における表示の変更や項目の追加・分割・削除、エラーメッセージの内容やタイミングの変更、ユーザー向けのメッセージ等)やテンプレートの軽微な変更(テンプレートにおける項目の加除及び選択項目の加除)等が挙げられる。

ただし、ノーコード機能を含む CMS の導入により、委託者が変更を行うことができる場合には、この限りではない。

⑦ 運用支援

アクセス解析結果等に基づき、委託者に対して SEO 対策やコンテンツ内容の改善等の提案を行うこと。

8 セキュリティ対策

- (1) 運用するサーバは、ウイルス対策ソフトを常に最新バージョンを維持してウイルス感染防止対策をすること。ただし、レンタルサーバの場合は、サーバ提供事業者による十分な対策がとられているサービスを利用すること。
- (2) ウェブサイトを公開する際は、通信が暗号化される Http over TLS(HTTPS)通信方式を採用すること。

- (3) 異常または障害が発見された際には、直ちに委託者へ連絡し、復旧手段について万全を期す体制及び運用が可能であること。また、障害発生時には、原因を調査の上、報告書を提出すること。
- (4) 利用者からの個人情報の送信の有無にかかわらず、SSL による暗号化を行うこと。
- (5) 本業務のために取得した独自ドメインは、当該ドメインとの誤認を狙ったウェブサイトの監視など対策を講じること。これに係る経費が必要な場合には、あらかじめ本契約に計上すること。
- (6) 上記の他、セキュリティ対策として、IPA（独立行政法人 情報処理推進機構）作成の「安全なウェブサイトの作り方」、「安全な SQL の呼び出し方」、「ウェブ健康診断仕様」、各府省情報化統括責任者（CIO）連絡閣議決定による「Web サイト等の整備及び廃止に係るドメイン管理ガイドライン」等を参考に構築すること。
- (7) システム構成やセキュリティについて、本市システム部門より指摘があった場合、改善対応すること。対応に掛かる各種調整・費用等は受託者が負担すること。
- (8) ネットワークとの接続やアドレス規制などに関して、委託者と十分に協議の上、設計すること。

9 納品、検収

本業務完了後、速やかに下記の書類等を提出すること。

(1) 成果物

- ① プロジェクト計画書
- ② デザイン設計書
- ③ システム設計書
- ④ 操作マニュアル
- ⑤ 会議録

(2) 納品媒体及び数量

印刷物 1 部及び電子データ（CD-R または DVD-R 等） 1 部を納品すること。

納品場所： 静岡市経済局産業基盤強化本部（清水庁舎 5 階）

(3) 検収

受託者は、業務完了後、速やかに業務完了報告を行うこと。委託者は報告を受けたら速やかに納品物の検査を行う。その結果不備が認められた場合、受託者は速やかに不備を解消し、修正した成果物を再度納品すること。

10 支払い

本業務にかかる費用の支払いは、業務完了後一括払いとする。

11 その他

(1) 再委託

受託者は、本業務の根幹となる業務以外の作業工程の一部を委託する場合には、契約時に委託者の同意を文書により得るものとし、再委託先の行った作業の結果については、受託者が全責任を負うこと。

(2) 秘密の保持

- ① 本業務の従事者は、静岡市個人情報保護条例及び同施行規則並びにセキュリティポリシーを遵守すること。
- ② 本業務において知り得た情報については、いかなる理由があっても第三者に漏らさないこと。
- ③ 本業務の実施にあたり、受託者は、委託者から貸与された資料及びデータ（以下、「貸与データ」という。）について、管理簿を作成する等、善良な管理者としての注意義務を持って適正に保管・管理するとともに、データの保護については万全の措置を講ずること。
- ④ 貸与データ等は、借用時と同一の記録状態及び形態で、借用期限内に返却すること。
- ⑤ 万一、貸与データ等の漏洩や流出、使用目的以外の使用が認められた場合は、速やかに委託者へ報告し、指示に従うこと。

(3) 著作権

作成される成果物の著作権等の取り扱いは、次のとおりとする。

- ① 本業務により作成された業務の成果物の所有権、著作権及びその他の権利は、本市に帰属するものとする。ただし、成果物に受託者又は第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改変（コンバージョンを含む）したものを含む）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとする。
- ② 業務の成果品等に、受託者が従前から保有する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報を含む。）が含まれていた場合には、権利は受託者に留保されるが、本市は、業務の成果品等を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとする。
- ③ 受託者は、本市に対し、著作者人格権を行使しないものとする。

(4) 協議

本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項で協議の必要がある場合は、委託者と協議を行うこと。